

東日本 NTT 関連合同労働組合 殿

「食事補助の廃止及びサポート手当（仮称）の創設」における現時点の考え方について

平成28年12月6日

東日本電信電話会社

「食事補助の廃止及びサポート手当（仮称）の創設」については、平成28年12月5日に示したところであるが、現時点の考え方は以下のとおりである。

1. 食事補助のチャージ停止時期とサポート手当（仮称）の支給開始時期について

食事補助を廃止することに伴い、現行のIC社員証へのチャージ及び食券発行に伴うチャージについては、3月分をもって廃止する。

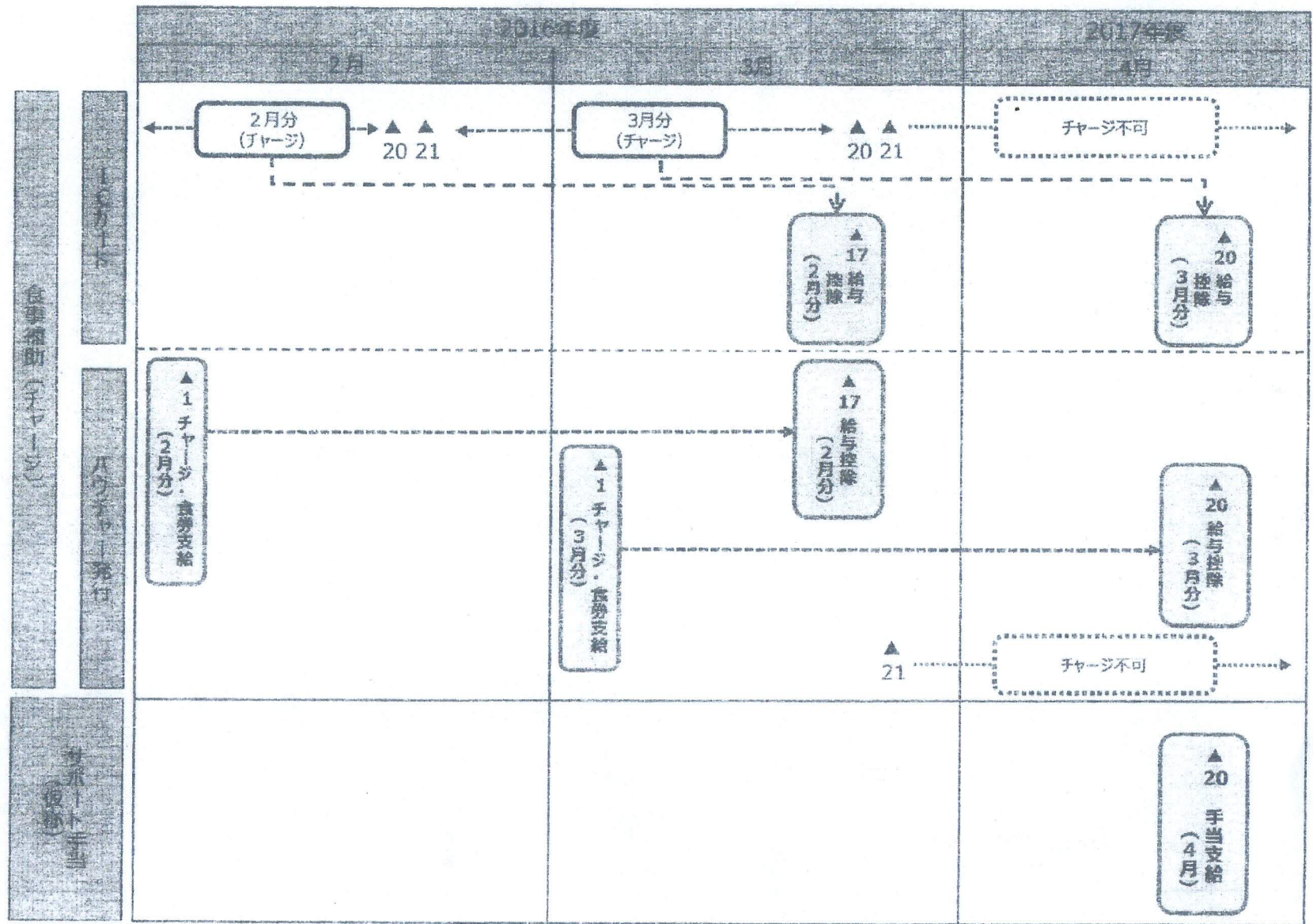
また、サポート手当（仮称）については4月以降、当月分を当月の給与支給日に支給することとする。

なお、本件実施に伴う食事補助の残チャージ金額の扱い等は別途明らかにする。

2. サポート手当（仮称）の税法上の扱い

食事補助については、本人同額負担を前提とした食事の現物給付を行うという位置づけであることを踏まえ、法令に則り非課税扱いとしてきたところであるが、サポート手当（仮称）については、給与として支給することから課税扱いとなる。

【別紙】 支給等のイメージ



東日本 NTT 関連合同労働組合 殿

「食事補助の廃止及びサポート手当（仮称）の創設」における現時点の考え方について

平成28年12月9日

東日本電信電話会社

「食事補助の廃止及びサポート手当（仮称）の創設」については、平成28年12月5日等
等に示したところであるが、サポート手当（仮称）の手当額については、食事補助相当額を
意識し、3,500円とする。

なお、具体的な支給方法等については、別途明らかにする。

東日本 NTT 関連合同労働組合 殿

「食事補助の廃止及びサポート手当（仮称）の創設」における現時点の考え方について

平成28年12月15日

東日本電信電話会社

「食事補助の廃止及びサポート手当（仮称）の創設」については、平成28年12月5日等
等に示したところであるが、既に社員証にチャージしている額については、措置期間を設定
の上、期間内での利用を可能とする。

なお、やむを得ず、措置期間終了時に、社員証にチャージしている額については、本人負
担分を返金することとする。

以 上